

発加健審第1号 令和4年5月20日

加賀市健康福祉審議会 高齢者分科会 会長 様



## 諮問事項の審議について (付議)

令和4年5月20日付けで市長から諮問のあった下記の事項 について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ 付議します。

記

## 1 付議事項

(1) 地域密着型介護サービス事業所に関する事項

## 2 付議事項の審議方法

(1) 前項第 1 号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。